

企業等の立地促進に関する条例、寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

【対象地域】

工業系地域・・・準工業地域、工業地域、工業専用地域

【対象企業】

製造業、情報通信業、自然科学研究所

【対象期間】

平成33年3月31日までに立地した企業

1. 税制(不均一課税)

【適用要件及び投下資本額】

企業が立地のために固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要した費用の総額が次の要件を満たすこと

- ・土地の取得を伴う場合：大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上
- ・土地の取得を伴わない場合：大企業2億円以上、中小企業3,000万円以上

【支援内容】

固定資産税 税率1.4%→0.7%(1/2軽減)
都市計画税 税率0.2%→0.1%(1/2軽減)

【適用期間】

- ・土地の取得を伴う場合 最初に課税される年度から7年度分
- ・土地の取得を伴わない場合 // 5年度分
- ・償却資産のみの場合 // 3年度分

2. 雇用奨励金

【適用要件】

左記の税制奨励措置を受ける企業で、立地の日の前後2ヶ月以内に新たに町民を常時雇用する従業員として雇用し、引き続き1年以上雇用していること

ただし、この従業員は雇用の日1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有する者であること

【支援内容】

常時雇用の従業員(町民)1人につき20万円
上記従業員が障害者(町民)である場合は1人につき30万円

3. 寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

【適用要件】

「寒川町企業等の立地促進に関する条例」により税制上の奨励措置を受け、かつ神奈川県産業集積支援融資制度または、神奈川県企業誘致促進融資制度により融資を受けた企業等

【対象】

神奈川県産業集積支援融資制度又は、神奈川県企業誘致促進融資制度により受けた融資

【支援内容】

支払った利子の相当額(補助率100%)

【適用期間】

利子の返済開始月から最長5年(税制上の優遇措置が3年の場合最長3年)

寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱

【適用要件】

事業所又は工場等を町内に新設、増設する、又は設備を更新若しくは増設しようとする中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている方

【融資限度額】

5,000万円(融資対象の総事業費の80%を上限)

【融資利率】

年2.3%以下

【融資期間】

10年以内

寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱

【適用要件】

「寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱」により融資を受けた中小企業者(会社又は個人)

【支援内容】

支払った利子の1/2相当額(補助率50%)ただし、100円未満端数切り捨て

【適用期間】

利子の返済開始月から最長5年

問合せ

寒川町産業振興課商工労政担当 (0467)74-1111